

北部地域誘客促進イベント開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人びわこビジターズビューロー会長（以下、「会長」という。）は、県北部地域において魅力を発信する観光イベントの開催を支援することで、県内外からの誘客を促進し、関係人口の増加や、同地域の観光の活性化を図ることを目的として、補助事業者が行う「北部地域誘客促進イベントの開催」に要する経費に対し、北部地域誘客促進イベント開催補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者を指し、別表1に定める者とする。

(補助対象事業および補助金額)

第3条 会長は、北部地域誘客促進イベントの開催に必要な経費のうち、会長が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助の対象となる事業および補助率等は、別表2のとおりとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 前条の補助金交付申請書を受理してから、規則第4条第1項の規定による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な処理期間は14日とする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（別記様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の額または事業内容を変更しようとする場合(軽微な変更を除く。)

(2) 補助事業の一部または全部を中止し、または廃止しようとする場合

2 前項の規定による補助事業の変更等の申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更等の承認を行うものとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 前条第1項第1号に規定する軽微な変更は、別表に掲げる事業に要する経費の額の増減が2割以内であるものとする。

(実績報告書の添付書類等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した時は、実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添え、事業完了の日から起算して30日以内または令和7年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(別記様式第2号)

(2) 収支精算書(別記様式第6号)

(3) その他会長が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 前条の実績報告書を受理してから、当該実績に係る規則第13条の規定による額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な処理期間は14日とする。

(概算払等)

第10条 会長は、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書(別記様式第7号)を提出しなければならない。また、概算払交付請求書を提出するにあたり、事業進捗状況および必要額について事前に公益社団法人びわこビジターズビューロー(以下、「ビューロー」という。)と相談・協議をすることとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第8号)を会長に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額をビューローに返還しなければならない。

(補助金に係る経理)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日に属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

付 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

1. 北部地域誘客促進イベント主催者
2. 市町観光協会
3. 観光または経済関連団体
4. 民間事業者（営利を目的とする事業は除く）
5. 会長が別途認める者（地域団体等）

別表 2

北部地域誘客促進イベント開催補助金対象事業および補助金額

補 助 対 象 事 業	補助金額
<p>補助事業者が実施する事業で、県北部地域において魅力を発信する観光イベントの開催により、県内外からの誘客を促進し、関係人口の増加や、同地域の観光の活性化を図ることを目的とした「北部地域誘客促進イベント」のうち、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>《北部地域誘客促進イベントの開催》 次の要件を満たし、地域が主体となり開催されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米原市、長浜市および高島市で開催されるもの ・観光誘客を目的とした新規イベントの開催または既存イベントの拡充とし、広域的かつ継続的な観光誘客の仕組みづくりとなるもの（各市が直接開催するものを除く。） ・原則として、観光入込客数4,000人以上を見込めるもの ・単発のイベントまたは期間を限定したキャンペーンとして開催されるもの 	各市4,500千円以内

※下記に該当する経費は、補助の対象外とする。

- ・特定の個人や企業に対する給付経費およびそれに類するもの
- ・既存イベントの財源を当補助金で置き換えるもの
- ・滋賀県またはビューローから他の補助金または助成金を受けて実施するもの